

『退職後継続病氣入院制度』は『三大疾病特約制度』をご継続される方のみご加入いただけます。

※三大疾病特約制度はご退職日までご加入されていた方のみご継続可能です。
※配当金の還付はありません。

保障内容・掛金

病気が原因でご入院された場合、1日目より入院給付金をお支払いします。

病気が原因でご入院し、かつ手術を受けられた場合、1入院につき1回手術見舞金をお支払いします。

コース	給付額		掛 金
	入 院	手 術	
70 歳コース	1日目より 日額 5,000 円	1入院につき 1回 20,000 円	月額掛金 2,000 円
75 歳コース	1日目より 日額 5,000 円	1入院につき 1回 20,000 円	月額掛金 2,000 円

70歳コース75歳コース両方ご加入されると・・・

コース	給付額		掛 金
	入 院	手 術	
70 歳コース + 75 歳コース	1日目より 日額 10,000 円	1入院につき 1回 40,000 円	月額掛金 4,000 円

注 70歳以降は、75歳コースのみの給付額・掛金となります。

<入院給付金>

病気が原因でご入院された場合、日額5,000円の入院給付金をお支払いします。

- ※ 1日目よりお支払いします。
- ※ 入院給付日数につきましては、1入院につき120日を限度とし、給付限度支払直後の180日間は無給付期間となります。
- ※ 入院給付日数につきましては累計し、その日数が120日に達した場合、直後の180日間は無給付期間となります。
- ※ 通算給付日数は、700日を限度とします。

<手術見舞金>

病気が原因でご入院し、かつ手術を受けられた場合、1入院につき1回、20,000円の手術見舞金をお支払いします。

<満期祝金>

本人が満期（70歳・75歳）まで継続加入された場合には、満期祝金として60,000円をお支払いします。

配偶者が満期まで継続加入された場合、もしくは本人の満期脱退にともなう脱退の場合、70歳コースは払込掛金の4分の1、75歳コースは払込掛金の6分の1を満期祝金としてお支払いします。ただし60,000円を上限とします。途中解約された場合は、残余期間分の掛金はご返金します。その際、満期祝金はお支払いできません。

<掛金>

掛金をご加入時から満期まで一律です。

ご退職後の掛金につきましては、年払いまたは一括払いをご選択いただけます。

- ※ 三大疾病特約制度オプションにご加入の方は年払いのみの取扱いとなります。

月額掛金	2,000円
年払い	2,000円×12カ月分 → 24,000円
一括払い	24,000円×〇年分

- ※ 適切な掛金を設定するため、年度末収支決算において再計算を行います。掛金は改定される場合がございます。

『退職後継続病氣入院制度』は愛知教職員組合連合会独自の運営による自家共済制度のため、生命保険料控除の対象にはなりません。また、一度解約されると再加入できませんのでご注意ください。

入院給付金・手術見舞金のお支払いについて

- 「入院」とは医師による治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため、下記に定める病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「手術」とは医師による治療を目的とし、下記に定める病院または診療所において施される手術を指し、医師による診断書などに手術を施された事実が明記されているものをいいます。
- 「病院または診療所」とは、次の(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかに該当したものとします。
 - (Ⅰ)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
 - (Ⅱ)(Ⅰ)の場合と同等と愛教組連合が認めた日本国外にある医療施設次のような場合には対象外の入院・手術または告知義務違反となり、入金給付金・手術見舞金をお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。
- 対象外の入院または手術
 - (1)加入者の性同一性障害、アルコール依存または薬物依存を原因とする入院及び手術
 - (2)臓器移植提供者による入院及び手術 (3)加入者の故意または重大な過失による入院及び手術
 - (4)正常分娩による入院、健康保険適用外入院及び吸引分娩、カンシ分娩の手術給付
 - (5)不慮の事故による入院及び手術 (6)近視矯正手術給付 (7)歯科に関わる手術給付(抜歯)
 - (8)検査の為の手術給付 (9)ドレーナージ術による手術給付 (10)痔の手術は根治術以外の手術 (11)レスパイト入院 (12)精神疾患による手術
- 告知義務違反による解除
 - (1)告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、解除します。
 - (2)その他、愛教組連合役員会が適当でないと認めた場合には解除します。

『遺族年金特約制度』『三大疾病特約制度』『三大疾病特約制度オプション』『退職後継続病氣入院制度』について

加入資格

【遺族年金特約制度】

退職年度の翌6月末までグループ保険・遺族年金特約制度にご加入されている本人と配偶者

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退になります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者のみの加入はできません。そのため、本人が脱退された場合は配偶者も脱退となります。本人の満期による脱退も含みます。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

※告知していただいた内容と事実が相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

【三大疾病特約制度・

三大疾病特約制度オプション・

退職後継続病氣入院制度】

退職年度の翌6月末までグループ保険・三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプションにご加入されている本人と配偶者、かつ、7月1日以降も三大疾病特約制度を継続される方。

・三大疾病特約制度70歳コースをご継続の方→退職後継続病氣入院制度70歳コースにご加入できます。

・三大疾病特約制度75歳コースをご継続の方→退職後継続病氣入院制度75歳コースにご加入できます。

・三大疾病特約制度両コースをご継続の方→退職後継続病氣入院制度両コース、または、いずれかのコースにご加入できます。

※退職後継続病氣入院制度のみのご加入はできません。

※本人について定められた特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者のみのご加入はできません。そのため、本人が脱退された場合は配偶者も同時脱退となります。本人の満期による脱退も含みます。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

保険期間

【遺族年金特約制度】

1年間(2026年1月1日～2026年12月31日)で以後毎年1年ごとに更新します。

【三大疾病特約制度】

<70歳コース>

・2026年1月1日から満70歳(1月1日現在で保険年齢が69歳になられた年の契約応当日の前日)までの保険期間となります。

<75歳コース>

・2026年1月1日から満75歳(1月1日現在で保険年齢が74歳になられた年の契約応当日の前日)までの保険期間となります。

【三大疾病特約制度オプション】

1年間(2026年1月1日～2026年12月31日)で以後毎年更新します。

※年齢は保険年齢を使用しておりますので、誕生日を基準に6ヵ月を超えると1歳繰り上げとなります。

(例：契約応当日現在満57歳5ヵ月と10日…57歳、満57歳6ヵ月と3日…58歳)

保障期間

【退職後継続病氣入院制度】

<70歳コース>

・2026年7月1日から満70歳(1月1日現在で保険年齢が69歳になられた年の契約応当日の前日)までの保障期間となります。

<75歳コース>

・2026年7月1日から満75歳(1月1日現在で保険年齢が74歳になられた年の契約応当日の前日)までの保障期間となります。

※年齢は保険年齢を使用しておりますので、誕生日を基準に6ヵ月を超えると1歳繰り上げとなります。

(例：契約日現在満57歳5ヵ月と10日…57歳、満57歳6ヵ月と3日…58歳)

配 当 金

【遺族年金特約制度】

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。

【三大疾病特約制度・

三大疾病特約制度オプション・

退職後継続病氣入院制度】

掛金の払込

【遺族年金特約制度】

2026年7月から取扱窓口が『株式会社日本共同システム』となります。

払込方法につきましては、年払いとなります。掛金の払込につきましては、別途該当者に直接ご案内いたします。

【三大疾病特約制度・

三大疾病特約制度オプション・

退職後継続病氣入院制度】

2026年7月から取扱窓口が『有限会社愛知ライフサービス』となります。

払込方法につきましては、一括払いか年払いをご選択いただけますが、両制度にご加入の場合には、必ず払い方の統一をお願いいたします。(※三大疾病特約制度オプションにご加入の方は年払いのみの取扱いとなります。)

掛金の払込につきましては、別途該当者に直接ご案内いたします。

途中解約された場合には、払込方法に限らず、残余期間分の掛金をご返金いたします。

請求方法

【遺族年金特約制度】

保険金・給付金の支払事由が生じた場合、退職者本人・配偶者・もしくはご家族の方から、お申し出ください。必要提出書類につきましては、『株式会社日本共同システム』より送付いたしますので下記までご連絡ください。

【三大疾病特約制度・

三大疾病特約制度オプション・

退職後継続病氣入院制度】

保険金・給付金の支払事由が生じた場合、退職者本人・配偶者・もしくはご家族の方から、お申し出ください。必要提出書類につきましては、『有限会社愛知ライフサービス』より送付いたしますので下記までご連絡ください。

また、ご請求に際し「入院証明書」「診療証明書」などをご提出いただく必要がございます。あらかじめご了承ください。

<ご連絡先>

【遺族年金特約制度】

・ご退職から6月末まで
愛知県学校生活協同組合
〒460-0007 愛知県名古屋市中区新栄1-49-10 エフエムビル8F TEL：052-261-7032

・7月以降

株式会社日本共同システム
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビル8階 TEL：0120-129-128

【三大疾病特約制度・

三大疾病特約制度オプション・

退職後継続病氣入院制度】

有限会社愛知ライフサービス
〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田2-14-13 鵜飼ビル5F
TEL：052-746-9431

MY-A-25-団-009014
MY-A-25-特疾-009015
MY-A-25-特疾-009012
MY-A-25-特疾-009013